

フルハーネス型安全帯使用作業特別教育の開催について（ご案内）

建設業労働災害防止協会 宮城県支部

労働安全衛生規則の一部改正(平成31年2月1日施行)及び安全衛生特別教育規程等の一部を改正する告示により、「高さが2メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具(安全帯)のうち、フルハーネス型のものを用いて行う作業（ロープ高所作業に係る業務を除く。）」が、特別教育の対象となりました。

これを受けて、当支部では標記教育を下記のとおり実施いたします。

記

1. 開催日時 令和7年5月21日 8:55~16:40
(8:55より5分間オリエンテーションを行います)
2. 開催場所 仙台市青葉区支倉町2-48 宮城県建設産業会館
3. 教育の対象者

高さが2メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務にたずさわる方。(ロープ高所作業を除く。)

4. 受講料及び受講時間

| 募集対象者別 | 受講料 (テキスト代、消費税含) | 受講時間 |
|------------|---------------------|------|
| 建災防宮城県支部会員 | 7,000円 | 6時間 |
| その他の方 | 8,000円 | |

5. 申込方法 当支部ホームページ「講習予約サイト」よりご予約後、登録したメールアドレスへ「予約受付メール」が送られますので、「予約受付メール」に記載された方法によりお申込み下さい。
受付後の取り消しについては、受講料の返却はいたしませんのでご了承下さい。

6. 申込書送付先

〒980-0824

仙台市青葉区支倉町2-48 宮城県建設産業会館5階

建設業労働災害防止協会 宮城県支部

TEL 022-224-1797 FAX 022-265-5604

7. 教育カリキュラム

《 学科科目 》

- 作業に関する知識 1時間
- 墜落制止用器具に関する知識 2時間
- 労働災害の防止に関する知識 1時間
- 関係法令 30分

《 実技科目 》

- 墜落制止用器具の使用方法等 1時間30分

8. 修了証 受講された方には修了証を交付します。